

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙

選挙運動費用の公費負担
(選挙公営)関係諸用紙綴
【様式集】

いなべ市選挙管理委員会

様式 番号	諸用紙名		枚数
1	選挙運動用自動車運送契約書（ハイヤー方式）	「本人」 「推薦」	1
2	契約届出書（選挙運動用自動車の使用）	「本人」 「推薦」	1
3	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	「本人」 「推薦」	1
4	請求書（選挙運動用自動車の使用）	「本人」 「推薦」	1
5	請求内訳書（ハイヤー契約）	「本人」 「推薦」	1
6	選挙運動用自動車賃貸借契約書	「本人」 「推薦」	1
7	選挙運動用自動車燃料供給契約書	「本人」 「推薦」	1
8	選挙運動用自動車運転契約書	「本人」 「推薦」	1
9	確認申請書（選挙運動用自動車の燃料代）	「本人」 「推薦」	1
10	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	「本人」 「推薦」	1
11	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	「本人」 「推薦」	1
12	請求内訳書（レンタカー契約）	「本人」 「推薦」	1
13	請求内訳書（燃料代）	「本人」 「推薦」	1
14	請求内訳書（運転手）	「本人」 「推薦」	1
15	選挙運動用ビラ作成契約書	「本人」 「推薦」	1
16	契約届出書（選挙運動用ビラの作成）	「本人」 「推薦」	1
17	確認申請書（選挙運動用ビラ作成枚数）	「本人」 「推薦」	1
18	選挙運動用ビラ作成証明書	「本人」 「推薦」	1
19	請求書（選挙運動用ビラの作成）	「本人」 「推薦」	1
20	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	「本人」 「推薦」	1
21	選挙運動用ポスター作成契約書	「本人」 「推薦」	1
22	ポスター作成仕様書	「本人」 「推薦」	1
23	契約届出書（選挙運動用ポスターの作成）	「本人」 「推薦」	1
24	確認申請書（選挙運動用ポスター作成枚数）	「本人」 「推薦」	1
25	選挙運動用ポスター作成証明書	「本人」 「推薦」	1
26	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	「本人」 「推薦」	1
27	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	「本人」 「推薦」	1

収入
印紙

選挙運動用自動車運送契約書

いなべ市議会議員選挙候補者

(以下「甲」という。)

と
(以下「乙」という。)

は、
選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用

2 車種及び 車 種

登録番号 登録番号

3 台 数 1台

4 使用期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

5 契約金額 円

(内訳 1日 円× 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 いなべ市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

代表者

Ⓜ

契 約 届 出 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和7年 月 日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙

候補者 ⑩

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ					
燃 料 代					
運 転 手 の 雇 用					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等がいなべ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、いなべ市に支払を請求することはできません。

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 7年 月 日

いなべ市長

住 所
氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者の氏名				
5 金融機関	銀行・農協 金庫・()			本店 支店
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に確認書（自動車燃料代）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書（自動車燃料代）に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書は、選挙運動用自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

様式第7号（第6条関係）

（その1）別紙1

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により
自動車を使用した場合…条例第4条第1号の場合）

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

いなべ市議会議員選挙候補者 (以下「甲」という。)と
 (以下「乙」という。)は、
 選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種
 登録番号 登録番号
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで
- 5 契約金額 円
 (内訳 1日 円× 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 いなべ市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

代表者

Ⓜ

収入
印紙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

いなべ市議会議員選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、
選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)
- 2 供給場所 所在地
名称
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号
車 種
登録番号
- 4 単 価 1ℓ当たり 円 銭
(単価は、消費税を含んだ額である)
- 5 契約金額
上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する)を契約金額とする。
- 6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。
- 7 その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 いなべ市議会議員選挙候補者
住 所
氏 名 ⑩

乙 住 所
氏 名
代表者 ⑩

収入
印紙

選挙運動用自動車運転契約書

いなべ市議会議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) は、

甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)
原則として毎日8時00分から20時00分まで

2 契約金額 円
(1日につき 円)

3 運転する車両の車種及び登録番号
車 種
登録番号

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 いなべ市議会議員選挙 候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

代表者

Ⓜ

確 認 申 請 書
(選挙運動用自動車の燃料代)

令和7年 月 日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙
候補者 (印)

次の自動車燃料代につき、いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 年 月 日	
2 契約の相手方	氏名又は名称	
	法人の場合は 代表者の氏名	
	住 所	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号		
4 確認申請金額	円	

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給事業者ごとに別々に候補者からいなべ市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給事業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において「一般乗用旅客自動車運送業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 6 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給事業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給事業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給事業者がいなべ市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給事業者は、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給事業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において「一般乗用旅客自動車運送業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手がいなべ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、いなべ市に支払を請求することはできません。

（その1）別紙2

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合…条例第4条第2号アの場合）

（1）選挙用自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

（その1）別紙3

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合…条例第4条第2号イの場合）

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売単価 (ア) 円	販売量 (イ) L	販売金額 (ア)×(イ) 円	備考
年 月 日					
計				円	
確認書に記載された額の合計				円	
請求金額				円	

備考

- 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された自動車登録番号を記載してください。

（その1）別紙4

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合…条例第4条第2号ウの場合）

（3）運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、雇用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

収 入
印 紙

選挙運動用ビラ作成契約書

いなべ市議会議員選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、
印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ

2 仕 様

3 枚 数 枚

4 契約金額 円 (単価 円 銭)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

5 納入期限 令和 年 月 日

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 いなべ市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓔ

乙 住 所

氏 名

代表者

Ⓔ

契 約 届 出 書
(選挙運動用ビラの作成)

令和7年 月 日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙
候補者 (印)

次のとおり選挙運動用ビラ作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認申請書
(選挙運動用ビラ作成枚数)

令和7年 月 日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙
候補者 ⑩

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けた
いので申請します。

1 契約年月日		令和 年 月 日
2 契約の相手方	氏名又は名称	
	法人の場合は 代表者の氏名	
	住 所	
3 確認申請枚数		枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成事業者ごとに別々に候補者からいなべ市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成事業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 7年 月 日

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙
候補者 (印)

ビラ作成事業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者 氏名	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成事業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成事業者に提出してください。
- 2 ビラ作成事業者がいなべ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成事業者は、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 市議会議員選挙の場合 4,000枚
市長選挙の場合 16,000枚
 - (2) 限度額 8円38銭(単価)×確認された作成枚数=限度額

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 7年 月 日

いなべ市長

住 所
氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者の氏名				
5 金融機関	銀行・農協 金庫・()			本店 支店
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ	-----		
	口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した確認書（選挙運動用ビラ作成枚数）及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合にはいなべ市に支払を請求することはできません。

(その2)別紙

請 求 内 訳 書

区 分	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	備 考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	8.38円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

備考

- 1 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



選挙運動用ポスター作成契約書

いなべ市議会議員選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、

印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 仕様

規格・サイズ (cm)	紙質・厚さ	その他

3 枚数 枚

4 契約金額 円 (単価 円 銭)

(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

5 納入期限 令和 年 月 日

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 いなべ市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

代表者

Ⓜ

契 約 届 出 書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和7年 月 日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙
候補者 ⑩

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号(第3条関係)(その3)

確 認 申 請 書
(選挙運動用ポスター作成枚数)

令和7年 月 日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙
候補者 (印)

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 年 月 日	
2 契約の相手方	氏名又は名称	
	法人の場合は 代表者の氏名	
	住 所	
3 確認申請枚数	枚	

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成事業者ごとに別々に候補者からいなべ市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成事業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 7年 月 日

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙
候補者 (印)

ポスター作成 事業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者 氏名	
	住 所	
作 成 枚 数		枚
作 成 金 額		円
当該選挙におけるポスター掲示場数		135 箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成事業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成事業者に提出してください。
- 2 ポスター作成事業者がいなべ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成事業者は、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数
 - (2) 限度額 単価×確認された作成枚数＝限度額

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots (1 \text{ 円未満の端数は切り上げ})$$

請 求 書
 (選挙運動用ポスターの作成)

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 7年 月 日

いなべ市長

住 所
 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者の氏名				
5 金融機関	銀行・農協			本店
	金庫・()			支店
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書（選挙運動用ポスター作成枚数）及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、いなべ市に支払を請求することはできません。

（その3）別紙

請 求 内 訳 書

当該選挙のポスター掲示場数		135 箇所		
区 分	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	備 考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	2,930円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

- 「当該選挙のポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 基準限度額の「単価」の欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots (1 \text{ 円未満の端数は切り上げ})$$
- 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。